

<テーマ1-1>

原材料の輸入に対するVAT課税の見直し、VAT還付手続きの迅速化及び未還付分の早期対応

背景：

2024年6月28日付改正付加価値税（VAT）法により、改正前は課税対象外とされていた「輸出用製品の生産で使用する原材料の輸入」もVATの課税対象となった。またこれまではマスターリストで承認された輸入品のVATは免除されていたが次回申請分より課税対象となると通達されている。原材料の輸入にVATを課税することは、他国との競争力の点で大きなハンデとなる。本措置は外資企業の製造業分野への新規投資に対してネガティブな影響を与えることになり、ラオス経済にとってもプラスにならない。製品を輸出すれば還付されるとのことであるが、書類の煩雑さや税関の対応に不安がある。これまでもVATの還付申請を行ったが複数年還付がなされていない企業が複数ある。本措置の影響によりラオスからの撤退を決定している企業もでてきており、その後も続く可能性があり、投資の減少へ繋がると危惧。

議論の概要：

日本側

本テーマについてこれまで数回のWGでも財務省とも意見交換をしてきた。しかしながら、本措置の影響によりラオスからの撤退を決定している企業も出てきており、また現在対象外となっているSEZへの課税対象拡大の不安も高まっている。さらにCMTからFOBに切り替えた企業もあるが、資金繰りに悪影響を与えているため、還付が必ず行わなければ事業継続は困難となってしまう。そこで改めて以下の要望をさせていただく。これまでと同様マスターリストで承認された場合はSEZ内外問わずVATを課税しない方向での見直しを検討してほしい。また、VAT還付が申請後速やかに実施されない場合、企業の資金繰りに悪影響を与え、事業活動の妨げになってしまうため、還付に関して、還付審査と予算決定の迅速な運用、地方税務署への還付制度運用の水平展開、還付申請の事前確認制度の創設、税に対する相談窓口の創設をお願いする。

なお、WGにおいて、CMT企業も原材料輸入時のVATは還付対象ではあるものの、加工手間賃に対するサービスVATは、還付対象外となっていることから、輸出時にインプットVATとアウトプットVATで差し引きされると説明があつたが、加工後に再輸出を前提としたCMT企業を国内サービス業と見なすのではなく製造業と同じ扱いにし、サービスVATは免除する方向で検討をお願いしたい。タイ、ベトナム、カンボジア、バングラデシュではCMT企業の加工手間賃は輸出のためのサービス提供という扱いでVAT0%となっている。CMT企業の加工手間

賃に対するVATを還付対象外とすると隣国企業との貿易競争力が失われてしまい、結果として事業縮小や閉鎖に追い込まれる可能性が高くなってしまう。

今回の措置により影響を受けるSEZ外に拠点がある製造業にアンケートを採った結果は下記のとおり。VAT課税について、64%の企業が「影響がある」と回答。今後の事業展開として、18%の企業が「事業撤退」もしくは「他国への移転」と回答、18%の企業が「事業の縮小を検討する」と回答。SEZが整備される前からラオスに進出してきている日系企業は工場がSEZ外にあるため、本措置（VAT課税）の対象となり、資金繰りなどの影響が大きいため撤退、他国への移転もしくは事業の縮小を検討している。

ラオス側

輸入原材料のVAT課税については税務局内でも複数回議論してきており、地方財務局とも連携して還付手続きの見直し、迅速化についても協議を行ってきた。

FOBの事業者については日本企業だけでなく他国の企業にも還付を実施しているものの、過去には遅延が見られたが現状は特段問題がなく、手続きもよりスムーズになっている。CMT事業者については「サービス業」と見なされるため、商品輸出と定義が異なる。還付の権利はあるが、インプットVATとアウトプットVATで相殺しきれない状態が3か月継続した場合に還付できる条件がある。

還付手続きの迅速化については税務局内の新規定を作成し、ほぼ完成して上層部に確認中のステータス。規定内に4つの区分（無リスク、低リスク、中リスク、高リスク）を設けており、無リスクの場合では還付申請書類が問題なければ即時還付を行い、低リスクはまず還付してから書類審査する、中・高リスクは還付をすぐ行わず、精査・確認を行う。

還付に係る予算決定の時間の短縮については、予算局では2日間、国庫局で1～3日間、最大5日間ほどかかる。還付予算は2つに分けられ、1つは確定した予算の中で還付を行う場合、もう一つは各期に納付すべきVATと相殺する場合。本規定は還付業務を担当する税関職員向けの指針である。還付予算の決裁プロセスは以前5～6プロセスあったが、現在1つに集約されボトルネックが解消された。

地方税務署への法規定の浸透については、地方の職員を中央に集めて訓練するとともに、私も地方で研修を行ってきた。

マスターリストの件については、現在承認されていれば更新までの期間、1年以内はVAT徴収しないが、それ以降は新しい法律に従ってVAT徴収を実施する予定。

日本側

3月の個別会合の際は、法改正をすぐ行うのは難しいとのことであったが、そうであれば還付手続きを迅速に行っていただくようお願いする。また、今回対象とな

っているSEZ外の企業は中小企業が多く、還付が遅れると資金繰りが非常に厳しくなる状況であるので還付手続きの迅速化を進めていただくとともに、ベトナム、カンボジアといった近隣国と差が出ないように、競争力で負けないように検討いただきたい。ラオスへの新規投資を検討している企業の投資判断に大きな影響を与えていると聞いている。その観点からも他国との差が出ないように政策検討していただきたい。

日本側

先ほどSEZ外の企業はマスターリストが承認された場合、1年以内であればVATは免除されるとのことだったが、マスターリストを更新すればVATは免除されるのか。

日本側

CMTもリファンド可能とのことだったが、実際にラオスに振り込まれる金額が労賃しかない場合はリファンド対象なのか。

議長

日本側に確認だが、ラオス側の説明でVAT還付は未徴収分と相殺されるとあったが、これにより中小を中心とするSEZ外の企業の懸念は解消されるのか。

日本側

具体的な相殺の仕組みが分からないのでなんとも言えないが、輸入時にVATを支払わないと輸入ができない仕組みとなっているので、実際相殺が通関上できるのかが問題。

ラオス側

CMTの企業は還付を申請する資格は有しているが、法律上還付対象は「商品の輸出者」を規定。CMTの場合は輸出時に入金されるのは加工賃のみで商品の総価値とは一致しない。また、代金の100%をラオスへ送金する必要がある（BOL規定では70～80%と規定）。いずれにせよ、FOBの場合も含め、輸出時にすべての金額が振り込まれず、分割で支払われるケースもあることから、覚書を作成して解決を図っている。現在SEZ内にあるFOB企業（HOYA）に対する還付に向けた審査を行っているところ。

マスターリストを更新してもVAT免除は継続されず、以降は法律に従って徴収される。

日本側

マスターリストを更新すると免除対象外となるのはS E Z外の企業に著しく不利な内容となるため、改めて法律の改正を含めて検討いただきたい。

日本側

ラオスの財政問題について鑑みるとV A T徴収は当たり前の政策だと理解できるが、日本企業が新規投資を検討する、また既存企業の状況を鑑み、タイ、ベトナム、カンボジア等の周辺国と比較するとラオスの競争力が下がるということもあり、新規投資をする企業が悩むのは間違いない。実際に我々のもとに撤退・事業縮小の相談が具体的に来ていることも承知してほしい。

議長

ラオスの相対的な魅力の低下を招かないことの意義をラオス側に伝えたいということである。その観点も含めて、更新後のマスターリストの継続した税の免除、未徴収分と還付の相殺の実効的なあり方をどう構築するかラオス側で引き続き検討いただくようお願いする。

<テーマ1－2>

Tax Invoice の発行

背景：

小規模事業者を中心として Tax Invoice を発行しない企業・店舗が依然として多く、緊急時などやむを得ず Tax Invoice を発行しない事業者を利用することがあるが、その場合、Tax Invoice がないことを理由に会計処理上該当費用が税務署より売上原価として否認されることがある。

議論の概要：

日本側

中小企業に対して Tax Invoice の発行を義務づけている付加価値税法の徹底指導をお願いする。

ラオス側

Tax Invoice の発行については政府レベルで、法規定を作っているとともに、財務省で E-Tax Invoice システムを整備しており、中央だけでなく地方にも導入したいと考えている。

<テーマ2－1>

外貨の強制両替に係るルールの見直し

背景：

輸出業者が輸出で得た外貨をラオスキープに強制両替することを義務化する中央銀行総裁合意（No. 333/BOL）につき、既存の FDI や新規の FDI に影響が大きく、ラオスでプロジェクトを行う場合、管理だけを行う会社を作りプロジェクトを始動するという企業が増加してしまい、ラオスに投資される金額が減少してしまうことに繋がる。また、製造業では設備投資や輸入資材の調達に外貨資金が必要不可欠となっているところ、強制両替措置が行われることにより事業活動が制限され、結果的に国際競争力を損ねるリスクが懸念される。

議論の概要：

日本側

本議題は輸出業者が輸出で得た外貨をラオスキープに強制両替することを義務化する中央銀行総裁合意 No. 333 に基づくものであるが、製造業においては設備投資や輸入資材の調達に外貨資金が必要不可欠となっているところ、強制両替措置が行われることにより、事業活動が制限され、結果的に国際競争力を損なうリスクが発生している。また新規 FDI や既存 FDI が新たに投資を行う際に輸出を検討するため、なかなか新しいプロジェクトが進まない原因にもなっている。

現在、中東情勢による燃料価格の上昇、またインフレ率が 10.2% に上昇など困難な状況が続いていることは承知。これらの状況が続いていることから本年は強制両替措置が継続すると聞いている。同様に進出している日系企業も事業継続に困難を生じていることから、引き続き強制両替措置の廃止に向けてラオス政府側の積極的な取り組みを要望するというのが基本的な考え。強制両替の対象事業者を輸出事業者だけではなく外貨収入がある全業者を含める形で見直しを行い、全体の負担比率を下げる方向での検討をしていただきたい。

固定レートの設定については商業銀行側に任せているとのことだったが、商業銀行は保守的な方法を探らざるを得なく、なかなか進まないかと思うが、今後情勢変化によって可能となる場合には B O L から通知の発出を検討いただきたい。

ラオス側

中央銀行総裁合意 No. 333 が発効されたのは外貨の強制両替が目的ではなく、外貨販売の最低ラインを規定したもので、一律に全額を売却させる措置ではない。自国通貨の安定を維持し、外貨準備高を積み上げることが目的。世界中のほぼすべての国が自国通貨を主権通貨として使用しており、将来的にラオスキープを主要な決済手段として定着させ、単一の通貨流通体制を築くためのもの。No. 333 に基づき最低外貨販売は 20～35% が規定されており、2024 年末から現在までの平均の外貨販売は平均 60%。日本企業だけで見ると 19% で平均値からすると低く、最低ライン 20% を下回っている。これは日本企業の多くが原材料を外国から輸入して製品を輸出しているからだと考えられる。ラオス国内の材料を使用している場合

は外貨販売が多くなり、比率は容易に達成できるが、輸入依存度の高い企業には困難であることは承知している。規定の見直しの提案は、多くの企業が比率を達成できている現状を鑑みると達成できない一部の企業のために規定そのものを変更することは困難。次善策として、比率の達成が困難な場合は、会計記録を提出していただき個別に検討したい。例えば「給与、公共料金、管理費のすべてを法律どおりラオスキープで支払った結果、手元にラオスキープが余っており、これ以上外貨を売却する必要がない」といった実態を証明していただければ、個別案件として柔軟に検討する。一律の規定変更は行わない。

固定レートの設定とBOLからの通知発出という提案だが、これは市場経済の原則にそぐわない。商業銀行の為替レートには常に買値と売値の差（スプレッド）が存在する。これは世界中の銀行共通の仕組みである。「売った時と同じレートで買い戻したい」というのは市場では不可能。ただし、各企業が商業銀行と個別に交渉し、「規定遵守のために外貨を売るが、必要分を同等のレートで買い戻す」という合意を取り付けることは自由である。BOLが国際標準に反するような強制的な通知を出すことはない。

議長

24年末から今までの外貨販売が平均50～60%との回答であったが、ラオスの国内から輸出する企業全体の平均が50～60%ということで間違いはないか。

ラオス側

全輸出企業が対象。輸出専門の企業と、輸入して加工したのちに輸出する企業の2種類、そのすべてを含んでいる。

議長

ラオス国内で原材料を調達し、生産した製品を輸出する企業が大半であると理解。

ラオス側

追加の説明で、BOLへの輸出企業の登記は4,000企業あり、そのうち口座は11,000～12,000ほどある。BOLの規定では最低外貨販売は企業の規模・内容により20～35%に設定している。電力セクターを除き輸出した金額の75～85%（輸出総額に対する国内送金比率）を入金することを義務付けしており、実際の送金率は72%に達している。日本企業のような特殊な事情があるケースについては、個別に緩和措置を適用している。両替は入金額の35%までの分を強制両替しているが実際には50%以上に達している。日本は19%と低いが、特殊案件であるため、全ての企業に適用はできないがBOL外貨管理局に財務状況の書類を持ってきてもらい相談してもらえば個別に対応させていただく。

日本側

日本側の要望は強制両替措置の廃止に向けた積極的な検討を希望しているが、廃止せずに個別に対応ということか。

ラオス側

そのとおりである。

<テーマ2-2>

外貨利用が認められていない取引の取り締まりに関して

背景：

電力料金等、「ラオスにおける外貨の使用に関する合意（2025 年 1 月 3 日付 No. 11/BOL）」で外貨の使用が例外的に認められていない取引でも外貨での支払いを求められる等ラオス国内の支払いも外貨払いしか受け付けない業者が増えてきている。ラオス国内における外貨の使用を規制している（ラオス国内で使用する通貨は原則キープであることを定める）外国為替管理法（2022 年 7 月 7 日付 No. 15/NA）に反している。

議論の概要：

日本側

基本的にはラオスキープ利用が法律で定められているところ、各工場にEDLからドル請求が来ているのが日系企業で問題になっている。EDLの電気料金について、EDL、MOIC、MOFで協議いただき、ドルで請求が認められた場合でもラオスキープ払いでも可能とするようにしてほしい。また、ドル決済が認められた場合は現在はグレーな状況であるため、法令上規定するようにしてほしい。ドル払いをしてほしいということであれば、ドル払いの方にインセンティブを設けて、ドル払いの方が得だと思わせるようにすることが政策だと思うため、その方向で検討いただきたい。

ラオス側

BOLの規定ではラオスキープ利用となっているが、EDLは現在多額の債務を抱えており、外貨が必要な状況であり特別なケースである。すべての世帯や事業所からラオスキープで徴収すると、EDLは銀行から外貨を買い戻さねばならず、これまではそのように運用してきた。しかし、実務上困難が多いため、外貨収入のある事業者から「直接外貨で支払いたい」という申し出があった場合は、銀行を介した売買プロセスを省略するため、個別案件として外貨支払いを認める検討を行ってきた。外貨で支払われた場合、EDLはその金額をBOLに証明し、不足分のみを

銀行から購入する。

日本企業に外貨収入があり、外貨での支払いを希望される場合は、その分を前述の「333 号規定」による売却義務額から差し引く（相殺する）といった柔軟な運用も可能。最終的にはラオスキープで払ってEDLが外貨を買うのも、直接外貨で払うのも結果は同じであるため、実務上合理的な方法を認めている。

日本側

ドルで払いたいということではなく、EDLからドルで払え、ドルで払わないと電気を止めると言われている企業がいくつもあり困っているという認識を間違えないでいただきたい。

ラオス側

BOLの説明のとおりだが、実務で混乱があるようだ。EDLは発電事業者から外貨（ドル）で電気を買い、国内でラオスキープで売っているため、常に外貨不足と為替リスクにさらされている。そのため外貨収入のある企業にはドル建ての請求書を出している。もしラオスキープで支払いたい場合は、支払い日の為替レート（銀行の売レート）に基づいた金額で支払いいただければ問題ない。公式な法制度としては「ラオス国内ではラオスキープ使用」が原則だが、実務上の必要性から、工場への給電契約などの際に個別交渉し、契約書にその旨（外貨建てやレート設定）が明記されているはず。

<テーマ3-1>

100%再生エネルギーを調達可能とする環境の整備

背景：

ラオス政府はグリーンでクリーンなエネルギー政策を進めており、水力発電をはじめとした再生可能エネルギーがラオスの強みであるところ、企業が国際的に通用する形で「グリーン電力を使用している」と証明できる複数の調達メニュー（証書／グリーンタリフ／コーポレート PPA 等）を整備することは、ラオスへの外国資本の工場誘致および直接投資の呼び込みに有用。

議論の概要：

日本側

前回ラオス側からは様々な方策を検討中であると説明いただき、前向きな検討をいただいていることに感謝。一方でこれらの方策の中には法整備が必要で時間がかかるものも含まれている。まずは比較的早期に実現可能である既に国際標準となっている I-REC の推進から優先的に進めていただきたい。これはラオスへの工場誘致にも有益と考える。現在の検討状況、今後の方針について説明いただきたい。

ラオス側

ラオスは水資源が豊富であり、水力、火力などを含んだ全国の発電量は14,000MW、そのうちラオス国内の電力使用量が4,800MW程度である。この4,800MWのうち、石炭火力はわずか100MW（約2%）であり、太陽光発電も2%強、3%に満たない状況。全体的な設備容量から見れば、ラオスの電力はクリーンエネルギーが主体であると言える。I-RECはオランダにある組織が管理しており、そのためには機関への年間費用が発生するとともに、国内の発行主体（Local Issuer）を設立しなければならない。その手数料とラオス国内のグリーンエネルギーの需要が現状少ない観点からバランスが取れない状況。運営コストが割高になる懸念がある。

一方で、電気料金の安さを求められ、もう一方でこのようなコストのかかる認定制度の導入を求められるのは、矛盾する側面もある。クリーンエネルギー認定には3つの異なる市場がある。欧州ではI-REC、一般的にはカーボンクレジット、そして中国市場ではGEC（Green Energy Certificate）が用いられている。しかし、ラオスの発電事業者や工場を設立する投資家の多くは中国系である。もしI-RECのみを採用すれば中国市場のニーズに応えられず、逆にGECを採用すれば欧州やその他の国際市場のニーズに応えられない。したがって、ラオスにとってどのシステムが最適であるかを慎重に調査する必要がある。これまでJICAやTEPCO（東京電力）などの協力のもと、I-RECに関する調査を進めてきた。さらに深く研究する必要がある、場合によっては3つのシステムすべてを同じ枠組みの中で扱う可能性もあるが、その分コストも増大してしまう。

日本側

検討を進めていただけていることに感謝。I-RECの手数料についてはEDLが負担するものではなく、最終的に証書を購入する工場側が負担するものなので気にする必要はないかと考える。また3つの中から1つの標準に決める必要は無く、並行して複数メニューを導入し、工場側が選択できることが理想。引き続き検討を進めていただき、状況を共有いただきたい。

ラオス側

ラオスには現在、NDA（National Designated Authority）という組織が設立されている。これは総合的な認定を行う機関であり、現在は農林省および環境セクターに関連している。これはカーボンクレジット（森林保護によるクレジット販売など）と密接に関係しているため。したがって、これら3つのシステムは、この同一の発行認定主体を通じて調整を図る必要がある。

<テーマ3－2>

事業所内太陽光発電の普及促進

背景：

太陽光発電を企業が自社の施設（工場の屋根上など）に設置する場合、E D Lの電気系統とは接続しないようにE D Lから指導されている（独立運用のみ許可）。そうすると太陽光発電のみでは工場の消費電力と需給バランスを維持できず、実質太陽光発電設備を設置することができない。

議論の概要：

日本側

太陽光発電の接続上限を拡大していく予定はあるのか。

ラオス側

ソーラールーフトップについては全体的に推進しているが、システム全体の安定性を踏まえ、どの地点でどれだけ追加可能かを調査する必要がある。太陽光発電は日照時間に左右され、発電が急停止した場合にシステム全体に大きな負荷がかかり、代替エネルギーによる補填が困難になるリスクがあるためである。そのため、保護システムが確実に機能するか調査が必要。さらに、系統への接続管理を適切に行わなければ、メンテナンス作業員にとって非常に危険な状況を招く。タイではまだ系統接続を全面許可していない例もあるが、ラオスでは接続を許可している。ただし、専用のインバーターシステムや、双方向に対応したメーターが必要になる。大規模な工場で10kW以上のソーラールーフトップを設置したい場合だが、設置自体はいくらでも可能。ただし、系統管理者であるE D Lと相談し、その地点の送電線の容量でどれだけ受け入れ可能か調査を受ける必要がある。容量を超えれば許可は下りない。また価格面では、余剰電力を系統に売る価格と、不足分をE D Lから買う価格は異なる。E D L側は常に予備電力を確保しなければならないコストがあるため、買う価格の方が高くなり、こうした多角的な計算が必要。

日本側

段階的に接続上限の拡大の余地があるということで引き続き検討いただきたい。タイでは逆流させないということを条件に系統に接続できている。余剰発電の場合は太陽光発電を止め、電力系統側へ逆流させない装置があり、それを設置することでかなり大規模の屋根上太陽光発電が設置可能となっている。また工場の設備投資となるので、E D Lの追加投資が必要となるものではない。引き続き、段階的拡大について、検討を進めていただき、状況を共有いただきたい。

ラオス側

「逆流させない接続」も結局は同様の話。系統が工場へ送電する方向は一定であるべきで、工場側から送り返されては困る。ラオスでも売電は可能だが、保護装置や双方向メーターの費用は利用者の負担となる。また、系統事故やメンテナンス時に工場側の発電を確実に遮断できるかなど、詳細な技術規定が存在する。

<テーマ4>

その他要望・確認事項

議論の概要：

日本側

未回答となっている項目について順番に回答いただきたい。

<外資規制の情報整理及び規制緩和>

ラオス側

外資規制の情報はI PMCのウェブサイトに掲載しているが、更新の遅れや規定の見直しが終わっておらずまだ足りていない部分もあるため、情報の整理と公開に引き続き取り組んでいく。規制緩和はA S E A N各国の状況や緩和した際のラオス国内への影響などを検討していかなければならない。引き続き関係省庁とも調整して情報を整理し共有していく。当国の政策や法規制はA S E A N域内の合意に基づいており、例えば、建設分野において他国には4 9 %の上限を適用しつつ、日本企業だけに特別に5 0 %の出資を認めるということは、不可能。

<労働者の就職支援、基礎教育の向上について>

ラオス側

労働者の就職支援に特化した委員会を設置し、関係省庁と会議を行っている。また就職支援のオンラインサイトもあり求職者はそのサイトから情報を探すことができる。教育機関とも連携をして、労働者の需要と教育機関の卒業学生見込み者数などの情報共有を行っている。また外国からの労働者も受け入れているとともに、企業側からもどのくらい人材が足りないか整理し、国内1 8 県から労働者を集める取り組みをしている。企業から足りない人材の情報を提供してもらえれば情報を伝達し、人材を求めることも可能。それぞれの県とも人材募集に関して連携している。人材派遣会社を通した取り組みも可能であり、また、直接M L S Wとの打ち合わせも可能。

ラオス側

企業が就職イベントを考える場合は各大学や短大と一緒に就職フェアをやりたいので声かけしてほしい。基礎教育の改善と制度の拡充については教育省では、教育制度を「5 年・4 年・3 年」から「6 年・3 年・3 年」へ改編する計画があり、これに加え、高校段階における職業指導のカリキュラムを改善・開発している。これは、現在の労働市場のニーズに的確に応えることを目的としている。

<法令・通知等の公布から施行に向けた準備期間の対応に関して>

ラオス側

法令が議会に承認されると、我々は全国にラジオや地方に直接行くなどで情報周知の活動を行う。関連の通達などの周知を行っている。

<自動車の密輸に関して>

ラオス側

MPWT内に密輸取締りの部署を設置し、業者に正規輸入税を支払わせるようにしている。現在SEZ、ボケオ県、ボーテンで取締りを実施している。

<電気料金の値下げについて>

ラオス側

一方で再エネ100%化を求められ、もう一方で値下げを求められるのは非常に困難。再エネ100%化はコストを著しく押し上げる。太陽光は日中の数時間しか発電せず、夜間も使うには高価な蓄電池が必要。供給の安定性、安価な料金、クリーンさの3つを同時に実現するのは極めて難しい。電気料金は原価と安定性に左右され、原価割れ販売は経営破綻を招く。現在、一般向けには手厚い補助を行っており、最安単価は325ラオスキープである。これは実際の原価を大幅に下回っており、産業用等の料金で不足分を補填している状況。

<ICE車両の輸入制限の検討状況について>

ラオス側

通達602号により燃料車の輸入は一時停止となっているが、それは昨今の燃料高騰に対応するためであり、また2030年までにEV車の普及率を30%にするという政府目標を達成するためである。ただし、既に注文されている分は継続して輸入可能である。輸入制限に関しては通達を出す前に燃料車の燃料代とEV車の電気代にどれくらいの差があるか比較検討を行った。ガソリン車の場合は8~12L/100kmで約500,000ラオスキープの燃料代となるが、EV車の場合は100km当たり15kWとなり、約15,000ラオスキープで経済的である。

<自動車の並行輸入に関して>

ラオス側

本通知に関する方針は、党中央政治局の指導に基づいている。不必要な輸入品を削減し、外貨不足、高インフレ、為替の不安定化を解消するため、指導部が方針を打ち出した。政治局決議第19号に基づき、経済・金融等の問題を解決するための特別タスクフォースを任命し、厳格な措置を検討するよう指示を受けている。アフ

ターサービスや安全確保のリスク、市場の信頼への懸念が指摘され、制限の再考を求められている。これに対し、我々の通知ではスペアパーツの輸入やサービスを禁止するとは述べていない。当通知の目的は、ブランド権限を持たない業者による完成車輸入を停止することであり、スペアパーツは対象外。内燃機関車の輸入に関しては、投資の誘致や国内投資をさらに発展・進展させるために、関係省庁が引き続き研究・検討を行っている。

日本側

首相府から通達2093号については回答いただいたので改めてということではないが、自動車工業会からも並行輸入の問題、ICE車両の輸入一時停止について強く意見として出ていると思うが、JCCILからも改めて検討をお願いしたい。